

秋田市文化振興事業助成金交付要綱

〔 平成28年4月1日
市長決裁 〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第13条および第14条の規定に基づき、本市文化の振興に寄与する文化活動を行う個人および団体に対し、秋田市文化振興事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者、交付対象事業、助成金の率等）

第2条 助成金の交付対象者、交付対象とする事業（以下「助成事業」という。）、助成金の率等は、別表のとおりとする。

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業に直接要する経費（次に掲げる経費を除く。）とする。

- (1) 団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の人工費および謝礼等に係る経費
- (3) 会議等の開催に係る経費（会場費、飲食代等をいう。）
- (4) 賞金、賞品、記念品等に係る経費
- (5) 伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費

（交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市文化振興事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業実施者略歴書（様式第4号）又は事業実施団体概要書（様式第5号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、市長が定める期間内に行わなければならぬ。

3 申請者は、前項の助成金の交付申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、当該申請書の提出があった日から起算して90日以内に、秋田市文化振興審議会の調査審議を経て助成金の交付の可否および助成金の額を決定し、秋田市文化振興事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（交付条件等）

第6条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けるに当たって、助成事業の中止又は内容の変更を行う場合は、あらかじめ市長に事業中止又は内容変更申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成事業の中止又は内容の変更の申請があったときは、前条の規定により決定した助成金の額を変更し、事業（中止・内容変更）承認通知書（様式第8号）により助成事業者に通知する

ものとする。

3 助成事業者は、法令その他の関係規程を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

4 助成事業に要する収入および支出に関する帳票は、助成事業終了年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、助成事業終了の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第10号）

(2) 収支決算書（様式第11号）

(3) 領収書又はこれに代わるものとの写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成事業者は、第4条第3項ただし書の規定により助成金の交付申請時に消費税等仕入控除税額を減額しなかった場合であって、前項の規定による実績報告を行うに当たり助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告に基づき事業結果を精査し、助成金の額を確定するものとする。

2 市長は、助成金の額を確定したときは、秋田市文化振興事業助成金の額の確定通知書（様式第12号）により速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による額の確定の後に助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成事業の完了前であっても、市長が特に必要と認めるときは、助成金を交付することができる。

(交付決定の取消し、金額の変更および助成金の返還)

第10条 市長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の取消しもしくは額の変更又は既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づく命令もしくは指示に違反し、又は不正の行為があると認められたとき。
- (3) 概算払を受けた助成事業の実績により、助成金の額が第2条に規定する助成金の率を上回ったとき。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定の取消し又はその額の変更をする場合にあっては秋田市文化振興事業助成金交付の（取消し・金額の変更）通知書（様式第13号）により、同項の規定による交付した助成金の全部又は一部の返還の命令をする場合にあっては秋田市文化振興事業助成金の（全部・一部）返還命令通知書（様式第14号）により助成事業者に通知するものとする。

3 助成事業者は、助成事業の完了後に、消費税等の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、秋田市文化振興事業助成金の消費税および地方消費税に係る仕入控除税額確定通知書（様式第15号）により速やかに市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

5 前項の消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令があった日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号）第4条の規定により算出した延滞金を徴するものとする。

（助成金の経理）

第11条 助成事業者は、助成金に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支状況を明らかにしておかなければならぬ。

（財産処分の制限）

第12条 助成事業者は、助成事業により取得した財産又は効用の増加した

財産を、市長の承認を受けないで助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（調査等）

第13条 市長は、助成金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者に報告をさせ、又はその職員に帳票その他の物件を調査させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に廃止前の秋田市文化振興助成金交付要綱（平成16年3月31日教育長決裁）の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年1月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、現に受理している秋田市文化振興事業助成金交付申請の取扱いについては、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市文化振興事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請につ

いては、なお従前の例による。